

高齢化率は全国平均より高く、平均寿命は下位に位置する青森市。
市民の皆さんが住み慣れた地域で、生きがいを持って健康に暮らし、
生涯現役として御活躍できるよう「やさしい街」に取り組みます。

第1節

保健・医療の充実



現状と課題

《健康づくりの状況》

●本市の平均寿命は、2015（平成27）年では男性78.9歳、女性85.7歳と、ともに全国市区町村の中でも依然下位に位置する状況にあります。三大死因である、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率、及び糖尿病による死亡率が、全国と比較して高い状況で推移しています。

●本市の自殺による死亡率は、全国と比較して高い状況でしたが、2007（平成19）年から減少傾向にあり、2017（平成29）年は16.3と全国と同程度となっています。年齢別では、男性では働き盛り（35～64歳）世代、女性では60歳以上の割合が多い状況にあります。

●難病に関する相談件数は、2016（平成28）年が216件、2017（平成29）年が262件と増加しています。

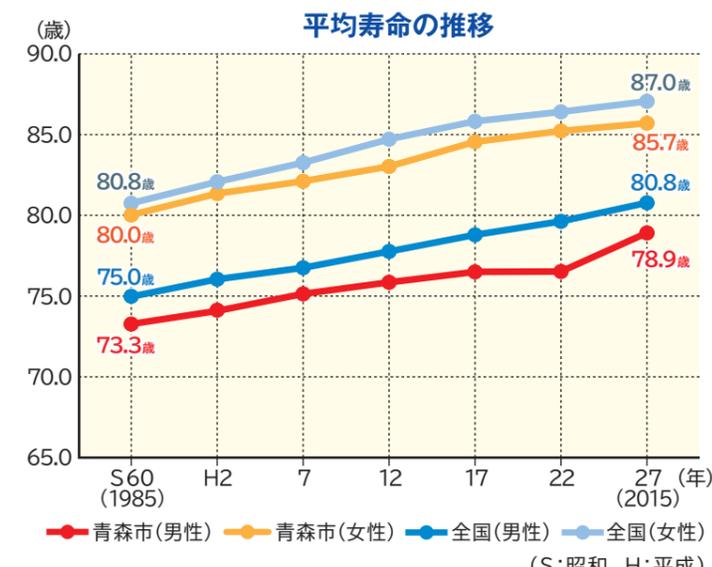
《感染症対策の状況》

●感染症の予防やまん延防止に向けて、迅速かつ的確に対応することが重要となっています。

《地域医療の状況》

●本市の結核罹患率は、東北地方の中でも高い状況にあり、結核患者の約7割は65歳以上のかたで占められています。

●二次救急医療機関※1で軽症者や初期救急患者が受診している実態があります。



出典：全国・県は厚生労働省「都道府県生命表」、市は、1985（昭和60）年～1995（平成7）年は（財）厚生統計協会「市町村別生命表」、2000（平成12）年～2010（平成22）年は厚生労働省「市区町村生命表別」による。

基本方向

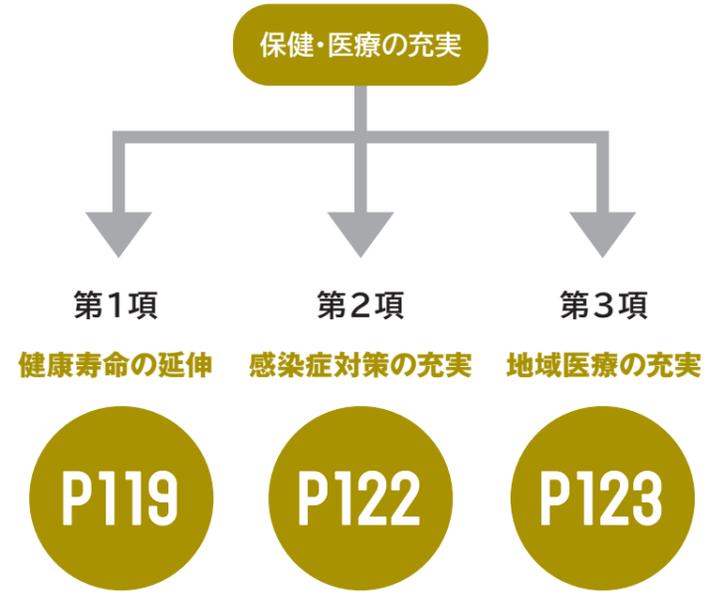
市民の更なる健康寿命※2の延伸に向け、市民総ぐるみでヘルスリテラシー※3の向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

また、感染症の予防とまん延防止対策を進めるとともに、必要なときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。



まちなか保健室

施策の体系



※1 [二次救急医療機関] 入院や手術が必要な重症救急患者に対応する医療機関。青森市民病院や浪岡病院などの救急病院が対応する。
 ※2 [健康寿命] 人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
 ※3 [ヘルスリテラシー] 健康教養。健康に関する正しい知識を身につけ、活用していく力。

第1項 健康寿命^{※1}の延伸

市民の更なる健康寿命の延伸に向け、市民のヘルスリテラシー^{※2}の向上を図り、生活習慣病の予防と各種健康診査・がん検診等の受診率向上等に戦略的に取り組むとともに、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めます。

主な取組

市民のヘルスリテラシーの向上

- 市民の更なる健康寿命の延伸に向け、保健・医療の関係団体、地域の関係団体、学校、企業・事業所、行政等が連携し、地域・職域で健康づくりを推進する人材の育成等を図りながら、市民総ぐるみの健康づくり運動を推進します。

- 医師や歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士などによる健康教育や、健康づくりを推進する人材等と連携した健康づくり活動を通じ、ヘルスリテラシーの向上を図ります。

生活習慣病の予防

- がん、高血圧、肥満・糖尿病、喫煙等、市民の健康に影響を及ぼす要因について、健康データ等の分析から健康課題を見える化し、体系的な予防戦略に取り組みます。

- 糖尿病などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に向け、健康診査等の結果を正しく理解し、生活習慣改善に向けセルフケア^{※3}ができるよう、わかりやすい保健指導を行うとともに、市医師会等と連携のもと、糖尿病重症化リスクの高い医療機関未受診者等を早期に医療機関の受診につなぐ保健指導を行います。

- 市民が子どもの頃から生涯を通じて健康的な食習慣づくりに主体的に取り組めるよう、地域における食生活改善のための取組の支援や、飲酒に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、食生活改善の推進に携わる人材の育成を通じて、バランスのとれた食の普及啓発を推進します。

- 市民の主体的な運動習慣づくりを促進し、身近な地域で気軽に運動に取り組める機会づくりや健康づくりを推進する人材等による運動の場づくりへの支援

を行うとともに、専門的指導のもと、体力等に応じたトレーニング環境を提供します。

- 生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを進めることにも、生活習慣病予防のための歯周病対策を進めます。

- たばこの害と健康への悪影響に関する正しい知識の普及啓発を進め、職域等と連携した禁煙支援を強化するとともに、関係団体等と連携し、受動喫煙防止対策を推進します。

各種健康診査・がん検診等の受診率の向上

- メタボリックシンドローム^{※4}を予防し、生活習慣の改善を図るため、特定健康診査の重要性を啓発し、受診率の低い地区や未受診者、特定の年齢などにターゲットを絞った受診勧奨により受診率向上を図ります。



こころの健康づくり

- がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診の重要性と必要性について啓発を進め受診勧奨を行うとともに、がんの好発年齢などにターゲットを絞った受診勧奨により、受診率向上を図ります。また、要精密検査者に対する受診勧奨を徹底します。
- 市民主体の健康づくり活動を通じた健診・検診の受診勧奨や、事業者等と連携し健診・検診受診の啓発を図るとともに、各種健康診査とがん検診のセットの健診や土日の健診・検診の実施など、受診しやすい環境づくりを推進します。

- こころの健康を保つため、市民が自身のこころの健康に関心をもち、上手にセルフケアができるようストレスへの対処法等について広く情報提供を行います。
- 自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー^{※5}の役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、相談支援の充実を図ります。
- 精神保健福祉士や保健師を関連窓口配置するなど、市民がより身近なところで精神保健福祉に関する相談ができる体制の充実を図ります。

※4 [メタボリックシンドローム] 内臓脂肪型肥満（腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせ持った状態。

※5 [ゲートキーパー] 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

※1 [健康寿命] 人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※2 [ヘルスリテラシー] 健康教養。健康に関する正しい知識を身につけ、活用していく力。

※3 [セルフケア] 自分で自分の健康を管理すること。

難病患者の支援

- 難病に関する理解を深めるため、関係機関・団体と連携し、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、難病患者や長期にわたり療養を必要とするかた、その家族の療養上の不安の軽減を図るため、専門医による医療相談や保健師等による訪問指導など、相談支援体制の充実を図ります。
- 難病患者などが地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し支援します。



目標とする指標

● **がんの標準化死亡率(男性)**
 全国水準(100)と比較した本市のがんの死亡率

基準値: 124.7 (2016(平成28)年)

目標値 **118.9**

● **がんの標準化死亡率(女性)**
 全国水準(100)と比較した本市のがんの死亡率

基準値: 122.2 (2016(平成28)年)

目標値 **110.3**

● **特定保健指導対象者の減少率**

メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少の割合(2008(平成20)年度比)

基準値: ▲28.1% (2017(平成29)年度)

目標値 **▲25.0%**

● **特定健診受診者の喫煙率**

特定健診受診者のうち喫煙している者の割合

基準値: 13.7% (2017(平成29)年度)

目標値 **9.7%**

● **自殺による死亡率**

人口10万人当たりの自殺者数
 全国 16.4(2017(平成29)年)

基準値: 16.3 (2017(平成29)年)

目標値 **14.8**

第2項

感染症対策の充実

感染症の予防とまん延防止対策を進めます。

主な取組

感染症の予防対策

- 結核の予防及びまん延の防止のため、結核の正しい知識の普及啓発を推進するとともに、結核の定期健康診断を実施します。
- 年齢に応じた各種定期予防接種を実施し、感染症の予防を推進します。
- 感染症の予防に対する知識の普及啓発を図るため、健康教育や研修会などを実施します。

感染症のまん延防止対策

- 感染症の検査・検診を実施し、早期発見・早期治療につなげ、まん延防止に努めます。
- 感染症が発生した場合には、医療機関などとの連携のもと、発生状況やまん延の状態などを把握し、適時適切な情報提供を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。



目標とする指標

● **結核罹患率**

人口10万人当たりの結核発病者数
 全国 13.3(2017(平成29)年)

基準値: 13.1 (2017(平成29)年)

目標値 **10.0**

● **麻しん・風しん
 予防接種の接種率**

第2期予防接種を受けた
 子どもの割合

基準値: 95.1% (2017(平成29)年度)

目標値 **95.0%**

第3項

地域医療の充実

必要ときに安心して適切な医療を受けることができる環境づくりを進めます。

主な取組

持続可能な医療体制の構築

- 県と連携し、県内自治体病院への勤務を条件として、弘前大学医学部入学生への修学を支援するとともに、高等看護学院での看護師の育成などを通じ、医療従事者の育成・確保対策を推進します。
- 青森市民病院や浪岡病院をはじめとした各医療機関相互の役割分担と連携強化のもと、患者の状態に応じた医療サービスが提供できる医療体制の構築を進めます。
- 青森市民病院については、地域の中核病院として、地域医療支援病院※1やがん診療連携推進病院※2などの役割を果たすとともに、急性期病院※3としての医療機能を維持・強化することで、自立した経営を行えるよう、経営改善に取り組みます。

老朽化が進んでいる浪岡病院について

- 老朽化が進んでいる浪岡病院については建替えを行い、救急告示病院※4としての役割や現在の診療科を維持するとともに、在宅療養支援病院※5として在宅医療を推進します。
- 輸血用血液の将来にわたる安定的な確保に向け、献血のPR



浪岡病院完成予想図

救急医療体制の充実

- 市医師会との連携・協力のもと、休日・夜間の急病センターにおける初期救急医療※6を推進します。
- 入院救急医療を担う病院群輪番制※7の適切な運用のほか、初期救急医療から三次（救命）救急医療※8へと適切に連携できる体制の充実を図ります。
- 応急手当やAED※9の使用方法の普及啓発に向けた救命講習の実施や、救急救命士の養成などによって、病院に到着するまでの病院前救護体制の充実を図ります。

活動や、若年層に対する献血への深い理解と積極的な参加を促すための啓発活動を推進します。

適時適切な受診行動ができる環境づくり

- 市民が適時適切な受診行動を取れるよう、休日や夜間における救急医療施設など、医療機関情報の提供を推進します。
- 市の医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携により、在宅医療の推進を図るとともに、初期医療を担う、かかりつけ医の普及啓発のほか、かかりつけ薬局の活用を進めます。

目標とする指標

● 紹介率（市民病院）

初診患者数に占める紹介患者数の割合

基準値：82.8%（2017（平成29）年度）

目標値 82.8%

● 逆紹介率（市民病院）

初診患者数に占める逆紹介患者数の割合

基準値：78.3%（2017（平成29）年度）

目標値 78.3%

● 訪問診療件数（浪岡病院）

在宅療養支援病院として、通院が困難な患者に対し訪問診療を行った件数

基準値：92件（2018（平成30）年度見込み）

目標値 278件



※5 [在宅療養支援病院] 在宅で療養を行い、通院が困難な患者の居住地に24時間往診及び訪問看護が可能な体制を確保した上で、緊急時に在宅で療養を行っている患者が直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる病院のこと。

※6 [初期救急医療] 入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。青森市急病センターや、休日・夜間における在宅当番医・歯科医が対応する。

※7 [病院群輪番制] 救急車より直接搬送されてくる、又は青森市急病センターなど初期救急医療機関から転送されてくる重症患者に、地域内の二次救急医療機関が共同連帯して輪番で対応する制度。

※8 [三次（救命）救急医療] 初期、第二次救急では対応が不可能な重症患者に対応する高度な医療を提供する救急医療。青森県立中央病院救命救急センターが対応する。

※9 [AED] 自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。「Automated External Defibrillator」の略。

第2節

高齢者福祉の充実



こころの縁側づくり事業

現状と課題

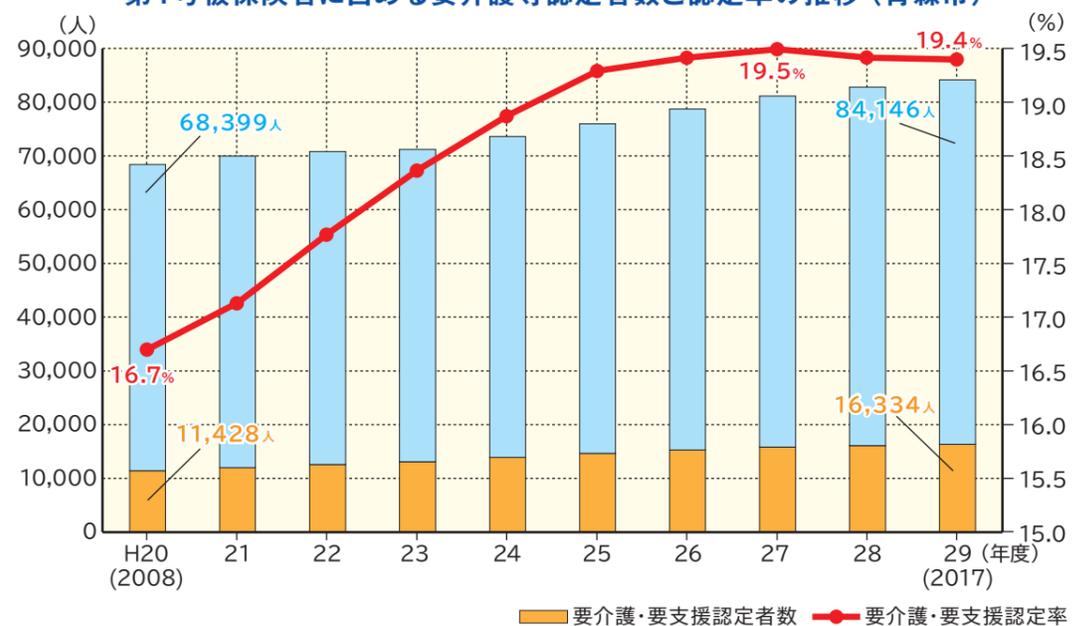
《高齢者の状況》

● 我が国の高齢化率^{※1}は、2017(平成29)年で27.7%に達し、高齢化が急速に進展しているとともに、平均寿命は、2017(平成29)年で男性81.09歳、女性87.26歳と年々延び、今後ますます延伸していくことが見込まれています。また、本市の高齢化率は、2017(平成29)年で29.3%と全国平均よりも高くなっており、2018(平成30)年10月1日時点では、30.1%と更に高くなっています。

● 高齢化の進展とともに核家族化が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。

● 《介護保険の状況》
要介護等認定者が増加傾向で推移しており、介護保険事業に要する費用は年々増加しています。

第1号被保険者に占める要介護等認定者数と認定率の推移(青森市)



(H:平成)
出典:青森市介護保険課調べ

基本方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。



施策の体系

高齢者福祉の充実

第1項
地域包括ケア・
生きがいつくりの推進

P127

第2項
適正な
介護サービスの提供

P129

※1 [高齢化率] 総人口に占める65歳以上人口の割合。

第1項

地域包括ケア・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしができるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保され、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

地域包括ケアシステムの構築

●各日常生活圏域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、市内11箇所^{※1}の地域包括支援センター^{※1}の機能強化を図るとともに、地域包括支援センターの統括調整を担う基幹型地域包括支援センターとの緊密な連携体制の構築を図ります。

●地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができるよう多職種協働により、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を図ります。

●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、各種相談に適切に対応しながら、日常生活に不安のある高齢者や高齢者を介護する家族などに対する福祉サービスの提供を通じて、高齢者の生活

を支援します。

高齢者の尊厳の保持

●医療・介護・福祉等のネットワークの構築により、認知症の正しい知識の普及啓発の推進、認知症の早期発見・早期対応のための支援体制の強化など、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者やその家族を支える地域づくりを推進します。

●権利擁護意識の啓発活動や地域包括支援センターなどの相談窓口を周知するとともに、成年後見制度の利用促進や市民後見人支援体制の強化を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

●高齢者虐待防止の普及啓発とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、警察等の関係団体とのネットワーク

の構築を図ります。

●民生委員・児童委員や民間事業者等との連携のもと、支援を必要としている高齢者等を早期に見出し支援を行うとともに、地域社会全体で高齢者等を見守る体制の構築を図ります。

生きがいづくりの促進

●高齢者の就業意欲の向上や就業機会の提供及び生きがいづくりに積極的に取り組んでいる(公財)青森市シルバー人材センターに対する支援を継続し、高齢者の社会参加を促進します。

●市営バスなどの利用に対する支援などを通じ、高齢者の

外出手段の確保を図り、高齢者が安心して外出し、積極的に社会参加できる環境づくりを推進します。

●地域の関係団体と連携し、各地域で開催するつどいの場^{※2}づくりを推進することにより、高齢者と地域とのつながりを維持し、身近な場所で生きがいづくりと介護予防に取り組めるよう支援します。

●高齢者が地域社会の中で孤立することなく、これまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の構成員の一人として持てる力を十分に発揮し、元気にいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、関係団体と連携を図りながら、高齢者の社会参加を促進します。

目標とする指標

●地域包括ケアのネットワークに加わった関係者数

地域ケア会議を通じて地域包括ケアのネットワークに加わった関係者の延べ人数

基準値:2,071人(2017(平成29)年度)

目標値 **2,867**人

●「つどいの場」を週1回以上開催している地区社会福祉協議会数

「つどいの場」を週1回(年間48回)以上開催している地区社会福祉協議会の数

基準値:6地区(2017(平成29)年度)

目標値 **38**地区



※2 [つどいの場] 身近な地域で、高齢者の生きがいづくりや社会参加、閉じこもり防止等を目的に、体操や茶話会、レクリエーションなどの活動を定期的に行う交流の場。

※1 [地域包括支援センター] 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の機能の維持、福祉の相談、権利擁護、医療との連携など、必要な支援・援助を包括的に行う機関。青森市では、11箇所設置している。

第2項 適正な介護サービスの提供

介護を必要とする高齢者が介護保険サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

主な取組

介護サービスの充実

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者等のさまざまなニーズを踏まえ施設・事業所の整備を計画的に進め、介護サービスの充実を図ります。
- 国・県・関係団体等と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対する研修に関する情報提供などにより、介護従事者の確保及び資質の向上を促進します。
- **介護サービスの適正化**
- 介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、要介護者等が真に必要なとする過不足のないサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を図ります。
- 介護サービス事業者に対する指導監督のほか、介護支援専門員に対するケアマネジメントの質を向上させるための研修を実施するなどにより、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

目標とする指標

● 地域ケア会議（ケアプラン検証会議）実施率

生活援助の訪問回数の多いケアプランの届出件数のうち、地域ケア会議（ケアプラン検証会議）で検討した件数の割合

基準値：100%（2018（平成30）年度見込み）

目標値 **100%**



第3節

障がい者福祉の充実

現状と課題

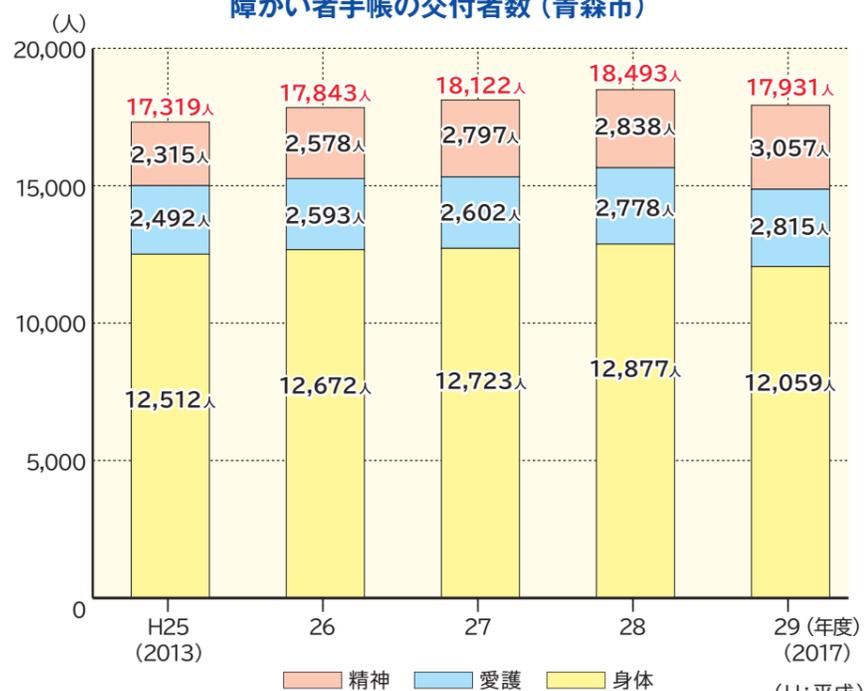
《障がいのあるかたの状況》

● 本市の障がい者手帳の交付者数は、2017

（平成29）年度には1万7931人となっており、障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができるよう、障がいのあるかたのニーズや特性に応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりが重要となっています。

● 市内の民間企業などで雇用されている障がいのあるかたは増加傾向にあります。障がいのあるかたの就業意欲が高まっている中、障がいのあるかたの雇用環境づくりが重要となっています。

障がい者手帳の交付者数（青森市）



（H：平成）
出典：青森市健康福祉要覧

基本方向

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができることも、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

また、障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。



施策の体系

障がい者福祉の充実

第1項
障がいのあるかたの
地域生活支援の充実

P132

第2項
障がいのあるかたの
自立した生活の確保

P134

第1項

障がいのあるかたの地域生活支援の充実

障がい及び障がいのあるかたに対する市民の理解を深め、障がいのあるかたが地域で安心した暮らしができることも、ニーズに応じた福祉サービスを受けることができる環境づくりを進めます。

主な取組

障がいのあるかたの権利擁護

- 「青森市障がいのある人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別等の禁止や、合理的配慮について市民に周知啓発し、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
- 障がいのあるかたへの虐待防止のため、青森市障がい者虐待防止センターと関係機関との連携協力により、速やかに対応できる体制を確保するとともに、虐待防止に関する意識啓発を図ります。

相談支援の充実

- 関係機関と連携しながら、多様なニーズに対し総合的に

サービスを提供できる相談支援体制を構築し、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。

- 相談支援事業所と保健・医療・福祉・教育などの分野が連携を図り、障がいのあるかたのニーズに合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する体制を構築します。

生活支援の充実

- 障がいの状況に応じて必要となる日常生活用具や、身体の機能の障がいなどを補う器具に対する支援のほか、居宅介護や短期入所などのさまざまな障害福祉



サービスを提供し、障がいのあるかたのニーズや特性にきめ細かく対応した生活支援の充実を図ります。

●施設入所者などの地域生活への移行を促進するため、施設などと相談支援事業所その他関係機関との連携を強化するほか、障がいに対する理解の促進を図り、地域での生活を支援します。



ふれあうぞハート！障がい者週間の開催

●障がいのあるかたが地域で安心して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、地域における居住支援機能を集約し、地域での生活を包括的に支援する体制の充実を図ります。

●障がいの早期発見・早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、関係機関との連携のもと、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。

目標とする指標

●障がい者福祉に関する相談者数

障がいのあるかたからの相談実人数
基準値：1,751人(2017(平成29)年度)

目標値 **1,989**人

●生活支援のための障害福祉サービスの利用者数

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)、日中活動系サービス(生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行・就労継続・就労定着支援)における延べ利用者数

基準値：33,633人(2017(平成29)年度)

目標値 **53,196**人



第2項

障がいのあるかたの自立した生活の確保

障がいのあるかたの就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めます。

主な取組

就労の促進

- 障がいのあるかたのニーズや特性に応じ、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、相談などにより一般就労に円滑に移行できるよう支援を行うとともに、企業等に一般就労をした障がいのあるかたの就労継続のための支援を行います。また、一般就労が困難なかたについては、創作的活動や生産活動などの福祉的就労への支援を行います。
- 国や県などの関係機関との連携のもと、市内企業に向け、障がい者雇用への意識啓発や支援などを行い、障がい者雇用の促進を図ります。
- 障害者雇用促進企業からの物品等の優先調達に努めることにより、障がい者雇用の促進を図ります。

社会参加の促進

- 障がいの有無に関わらず誰もが互いに意思を伝え合い、理解し合えるよう、手話言語の普及と広く障がいのあるかたの意思疎通の促進を図ります。
- 外出等の支援のためのサービスの提供や、交通手段の利用支援、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた外出時や移動時における支援の充実を図ります。
- 障がい者団体に対する後援等を通じた各種イベントへの支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図ります。

目標とする指標

●民間企業における障がい者の雇用率

青森公共職業安定所管内の障がい者雇用が義務付けられている民間企業における、雇用している従業員数に占める、障がいのあるかたの割合
法定雇用率2.0%(2017(平成29)年度)

基準値：2.02%(2017(平成29)年度)

目標値 **2.30**%

●社会参加のための障害福祉サービスの利用者数

行動援護、同行援護、外出介護サービス、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、就労移行・就労継続・就労定着支援における延べ利用者数

基準値：16,475人(2017(平成29)年度)

目標値 **27,344**人

第4節

暮らしを支える福祉の充実



現状と課題

《地域福祉の状況》

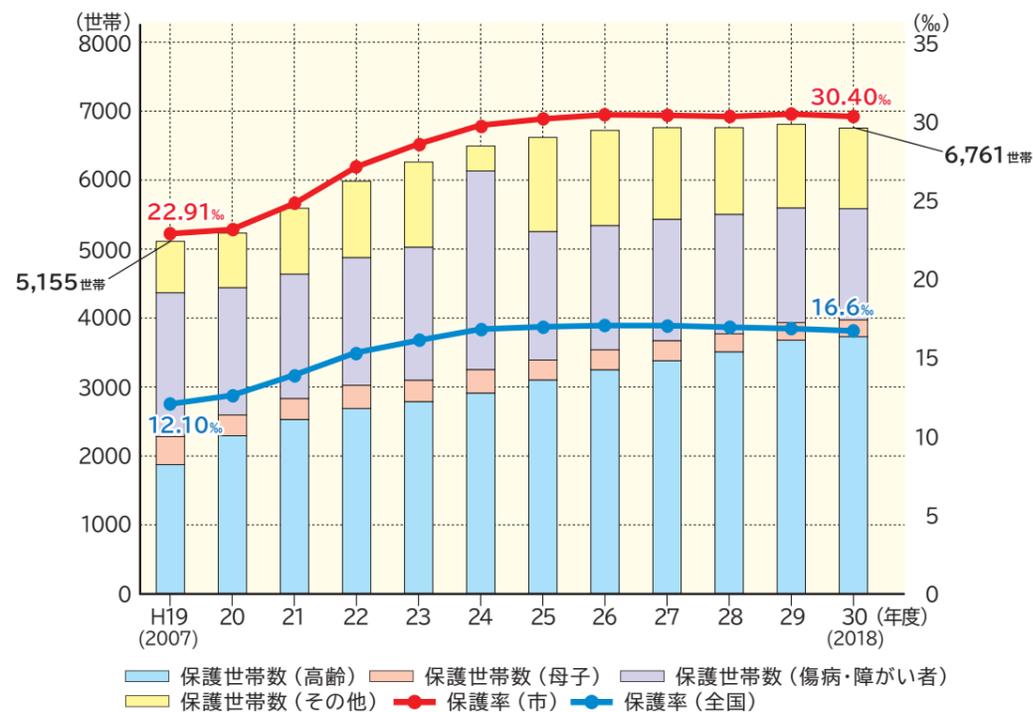
● 人口減少・少子高齢化の進展や核家族化の進行とともに、地域住民同士のつながりや相互扶助機能が低下しています。

● 町(内)会や民生委員・児童委員などの地域福祉の担い手の高齢化に加え、人材が不足しています。

《生活困窮者の状況》

● 本市の生活保護受給者は、2015(平成27)年度には8793人、2016(平成28)年度には8676人、2017(平成29)年度には8618人と年々減少にあるものの、2017(平成29)年度の本市の保護率※1は30.54%となっており、国の保護率16.80%、青森県の保護率23.41%を上回っています。

保護率及び保護世帯数の推移



出典：青森市福祉部生活福祉一課調べ 各数値は、当該年度の平均値を使用

基本方向

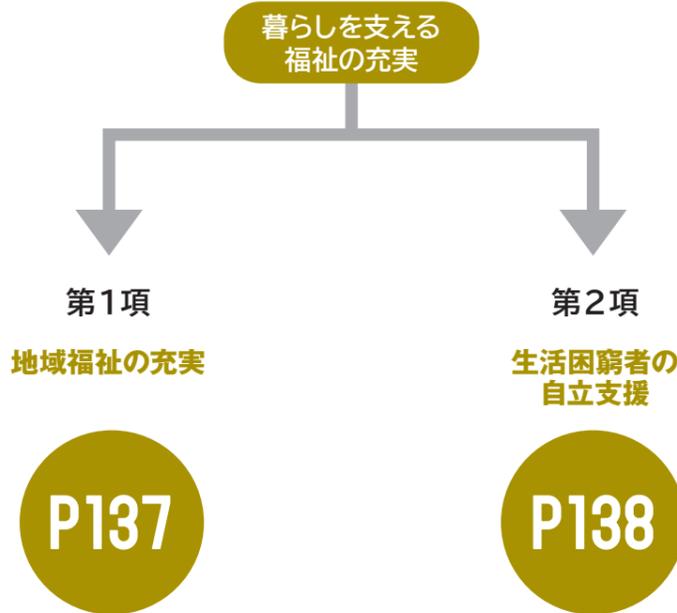
地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO※2、ボランティアなど多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実に努めます。

また、関係機関と連携した自立相談支援等を通じて、生活困窮者の自立を促進します。



福祉増進センター(しあわせプラザ)

施策の体系



※1【保護率】人口1千人当たりの生活保護受給者数。単位は‰(パーミル)を用いる。
 ※2【NPO】利益を求めめるためではなく、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

第1項 地域福祉の充実

地域福祉の担い手の育成・確保を進めるとともに、多様な主体と連携しながら、地域で共に支え合い、助け合う体制の充実を図ります。

主な取組

地域福祉の担い手の育成・確保

- 地域の実情に応じた福祉サービスの提供のほか、将来を担う子どもたちに対する福祉教育の充実や地域に対する福祉への関心と理解を深める機会の提供などを通じ、地域で支え合う意識づくりや権利擁護意識の向上を推進します。
 - 民生委員・児童委員やボランティア団体などの活動について、より深く理解し関心を持つための情報提供を通じて、地域福祉を担う人材の育成・確保を図ります。
- #### 地域で共に支え合い、助け合う体制の充実
- 地域の中で互いに支え合う体制づくりに向け、地域ごとの実情や住民のニーズを踏まえた支援を行うことができるよう、(福)青森市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会をはじめ、地域団体や関係機関との連携による地域共助ネットワークの強化を図るとともに、地域住民が活動しやすい環境づくりを推進します。
 - 多様化及び複合化する課題を抱える世帯の状況に応じた各種支援を行うため、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や社会福祉関係団体との連携を通じて、地域の身近な相談体制の充実を図ります。

目標とする指標

- **地域福祉サポーター登録数**
青森市ボランティアポイント制度※1における地域福祉サポーターの登録者数
基準値: 2,124人 (2017(平成29)年度)
目標値 **2,244**人
- **民生委員・児童委員充足率**
民生委員・児童委員の定数に対する委嘱者数(充足率)
基準値: 93.0% (2017(平成29)年度)
目標値 **96.3**%

※1 [青森市ボランティアポイント制度] 地域福祉に貢献したいと思っているかたが活動するきっかけとなるよう、また、高齢者のみなさんの社会参加により、生きがいづくりや介護予防等につなげていただくことを目的とした制度。

第2項 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立を促進します。

主な取組

生活困窮者の自立支援

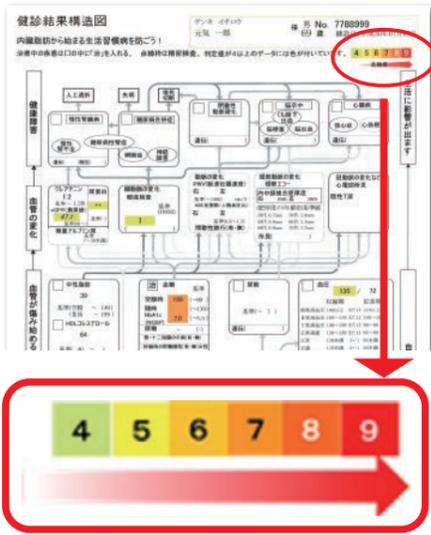
- 生活に困窮しているかたに対する相談体制の充実を図ることで、各種制度の利用に関する助言や情報提供などを行い、安定した生活ができるよう支援します。
- 関係機関と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者に対する就労支援や生活支援などを行い、自立支援策の強化を図ります。
- 生活保護受給者の就労を支援するため、青森公共職業安定所などの関係機関との連携を図るとともに、就労支援相談員によるきめ細かな支援を行います。
- 関係機関と連携し、人や組織との関わりが希薄なかたへの社会参加の促進などの支援を行い、日常生活や社会生活における自立の促進を図ります。

生活保護の適正実施

- 制度の周知徹底に努めるとともに、訪問活動により、生活保護受給世帯の生活実態を把握し、ケースに応じた適切な生活指導を行い、生活保護制度の適正な運用に努めます。

目標とする指標

- **生活困窮者の就労・増収率**
自立相談支援窓口を利用し、就労支援対象者となったかたのうち就労または増収したかたの割合
基準値: 72.7% (2017(平成29)年度)
目標値 **100**%
- **自立による生活保護廃止件数**
年間の生活保護廃止件数のうち就労などによる自立件数
基準値: 191件 (2017(平成29)年度)
目標値 **196**件



市民総ぐるみで健康寿命延伸へチャレンジ！

健康寿命延伸（市民総ぐるみの健康づくり）

市民のヘルスリテラシー向上へ

市では、市民の更なる健康寿命の延伸に向け、保健・医療・地域の関係団体、学校、企業・事業者、行政等32団体により組織した「青森市健康寿命延伸会議」と連携し、市民の健康と寿命に影響を及ぼす「**肥満・糖尿病**」「**がん**」「**たばこ**」に重点を絞り、地域・職域の健康づくりリーダー等の育成と活動を支援しながら、市民のヘルスリテラシー向上に向け、戦略的に取組を推進しています。

健診結果構造図でわかりやすく保健指導、重症化を予防！

青森市は全国と比較し肥満の割合が高いため、糖尿病のリスクが高い方への保健指導がより分かりやすく、血管の変化や危険度を色と数字で「見える化」した「**健診結果構造図**」を用いて生活習慣改善への支援を行っています。また、糖尿病予防をより戦略的に進めるため、「**青森市糖尿病性腎症重症化予防プログラム**」に基づき、リスクの高い方を早期に医療へつなぐための指導を医療機関と連携して行います。

罹患率の高い世代への受診勧奨を強化

がんは早期発見・早期治療で90%以上が治ると言われている中、50歳代から罹患率が増えている胃がん・大腸がん・肺がん検診の受診率が低い状況にあります。がん検診の受診率向上に向け、受診率の低い地区や未受診者、特定の年齢などにターゲットを絞った「**個別の受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）**」を実施するとともに、関係団体や職域を通じた周知のほか、各種イベント等あらゆる機会を捉え、無関心層へがん検診受診の働きかけを強化していきます。

禁煙支援と受動喫煙防止

働き盛り世代の喫煙率は全国と比較し高い状況にあるため、卒煙サポート塾や職場へ直接出向く出張禁煙相談会等により、やめたいと思っているかたの禁煙を支援します。2020（令和2）年4月から、多くの人が使う施設での喫煙を規制する「改正健康増進法」が全面施行となることから、施設の出動喫煙防止対策への助言等を行います。

「あおもり生活習慣病予防ガイド」

市民の健康生活をサポートする「あおもり生活習慣病予防ガイド」は、様々な健康データの分析から分かった市民に多い生活習慣の傾向や健康課題を、世代別や地区別に見える化し、運動や食事、お酒やたばこ、健診・がん検診など、取り組みたい行動とお役立ち情報を分かりやすく表しています。このガイドは、地域や職域で健康づくり活動を推進している健康づくりリーダーの皆様に楽しく活用します。

あおもり健康寿命延伸フェア市民総ぐるみの健康づくりを推進

毎年開催するフェアでは、「あおもり1000日健康トライアル」に積極的に参加した市民や禁煙成功者の表彰、地域や職域、学校等の健康づくりチャレンジを報告し合っています。市民一人ひとりが健康をつくりだす「やさしい街」の実現に向け、市民総ぐるみで取り組めます。